

我が国関連のWTOにおける紛争案件一覧

【我が国が申し立てた案件（計 22 件、2018 年 1 月末現在）】

案件名	概要	協議要請日 報告書配布日等	経緯・結果
米国の対日自動車輸入に関する報復関税の賦課（DS6）	米国の 1974 年通商法 301 条及び 304 条に基づく一方的な対日制裁（輸入自動車への報復関税）は、GATT 違反であるとして申立て。	協議要請 1995. 5. 17	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 1995 年 6 月、日米自動車協議が決着。 ➤ 1995 年 7 月、日米双方は、DS 手続を進行させない旨表明し、二国間合意。
ブラジルの自動車関連投資措置（DS51）	ブラジルの自動車関連投資措置（ローカル・コンテンツ要求等）が、GATT、TRIMs 協定、補助金協定に違反し、また、GATT 上の利益を無効化・侵害しているとして申立て。	協議要請 1996. 7. 30	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ブラジルが、事実上当該措置を撤廃したことから、協議中断。日本はパネル設置要請せず。
インドネシアの国民車制度（DS55、64）	インドネシアの「国民車」計画における自動車及び関連部品に関する優遇措置（ローカル・コンテンツ要求等）が、GATT、TRIMs 協定に違反するとして申立て。	協議要請 1996. 10. 4 パネル報告書 1998. 7. 2 仲裁報告書 1998. 12. 7	<ul style="list-style-type: none"> ➤ パネルは、インドネシアの措置を WTO 協定違反と判断。 ➤ 1999 年 6 月、インドネシア政府は、経済危機等を背景に、国民車計画を撤回。

米国の政府調達に係る措置 (DS95)	米マサチューセッツ州の州法が、ミャンマー政府と取引のある企業からの調達を禁じているのは政府調達協定に違反し、また、GATT 上の利益を無効化・侵害しているとして申立て。 同様の事案 (DS88) で EC が米国に対して申立て。両事案は合併され一括審議。	協議要請 1997. 7. 18	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 1998 年 10 月、パネル設置。 ➤ 米の最高裁で当該州法が憲法違反との判決を受け、州法の適用停止。 ➤ 1999 年 2 月、日本及び EC がパネル手続の停止を要請。 ➤ パネルの再開を当事国が要請しなかったため、2000 年 2 月、パネル消滅。
カナダの自動車輸入制度 (DS139)	カナダは、米加自動車協定に基づき、米系自動車メーカーに対してのみ完成車の無税輸入を認めており (ローカル・コンテンツ要求、製造販売要求が条件)、GATT、TRIMs、補助金協定、GATS に違反するとして申立て。	協議要請 1998. 7. 3 パネル報告書 2000. 2. 11 上級委報告書 2000. 5. 31 仲裁報告書 2000. 10. 4	<ul style="list-style-type: none"> ➤ パネル及び上級委は、カナダに対し当該制度を WTO 協定に整合的なものとするよう勧告。 ➤ 2001 年 2 月、カナダは、当該制度を廃止する行政命令を施行。
米国の 1916 年 AD 法 (DS162)	1916 年 AD 法は、ダンピング輸入者に対して罰金や懲役を科し、ダンピング被害者に損害賠償を認める規定を有しており、AD 協定違反であるとして申立て。	協議要請 1999. 2. 10 パネル報告書 2000. 5. 29 上級委報告書	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 上級委は AD 協定違反と認定。 ➤ 米国が履行期限までに是正しなかったため、2002 年 1 月、日本及び EC は対抗措置の承認を申請。 ➤ その後、仲裁手続に進んだが、2004 年 12 月に米国は同法を廃止。

		2000. 8. 28	
米国の日本製熱延鋼板に対する AD 措置 (DS184) ※未履行	本 AD 措置の決定に際する AD 調査は、当事者のデータに基づいておらず、AD 協定違反であるとして申立て。	協議要請 1999. 11. 18 パネル報告書 2001. 2. 28 上級委報告書 2001. 7. 24	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 上級委は AD 協定違反と認定し、米国 AD 法の算出方法を改正するよう勧告。 ➤ 2011 年 6 月、米国は AD 措置の撤廃を決定したが、米国 AD 法の算出方法について議会との調整がつかず未履行。
米国のバード修正条項 (DS217) ※未履行	バード修正条項は、AD 税等により当局が徴収した関税収入を、その提訴を申し立てた又はその提訴を支持した国内生産者に分配することを規定しており、AD 協定等の違反であるとして申立て。	協議要請 2000. 12. 21 パネル報告書 2002. 9. 16 上級委報告書 2003. 1. 16 仲裁報告書 2003. 6. 13	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 上級委は AD 協定等違反と認定。 ➤ 米国は履行期限までには是正せず、仲裁判断により日本の対抗措置が認められた。(2004 年 11 月、WTO 紛争解決機関は当該対抗措置を正式に承認。) ➤ 日本は 2005 年 9 月 1 日から 1 年間の期限で報復関税を発動。 ➤ 2006 年 2 月に米国は同条項を廃止したが、2007 年 10 月 1 日より前に通関された貨物に係る AD 税等は引き続き分配されることから、日本は 2006 年 9 月以降も毎年、対象品目及び税率を見直しつつ対抗措置を 1 年ずつ延長。 ➤ 2014 年 9 月以降は、報復関税を課さないこととし

		対抗措置申請仲 裁判断発出 2004. 8. 31 報復関税課税 2005. 9. 1～ 2014. 8. 31	ているところであるが、WTO に対して、①米国によ る分配は、WTO 是正勧告の不履行に該当すること、 ②報復関税を発動する権利を引き続き有する旨、通 報を行っている。
米国の表面処理鋼板 に対するサンセッ ト・レビュー (DS244)	表面処理鋼板に対する AD 措置に関し、 「サンセット・レビュー」の恣意的な運 用により、AD 措置が実質的に自動延長さ れており、AD 協定に違反するとして申立 て。	協議要請 2002. 1. 30 パネル報告書 2003. 8. 14 上級委報告書 2003. 12. 15	➤ 上級委は証拠不十分として、AD 協定違反ではない と認定。
米国の鉄鋼 SG 措置 (DS249)	鉄鋼に対する SG 措置に関し、輸入の増 加の認定、輸入の増加と国内産業の損害 との間の因果関係等、SG 発動のための要 件を満たしておらず、SG 協定に違反する として申立て。	協議要請 2002. 3. 20 パネル報告書 2003. 7. 11 上級委報告書 2003. 11. 10	➤ 上級委は SG 協定違反と認定。 ➤ 2003 年 12 月、米国は同措置を撤廃。
米国のゼロイング及 びサンセット・レビ	AD 税の計算方法について、米国のゼロイ ングが、手続そのもの及びその個別の事	協議要請 2004. 11. 24	➤ 上級委は AD 協定違反と認定。 ➤ 米国は 2007 年 12 月の履行期限までに是正せず、日

<p>ユー (DS322)</p>	<p>例への適用の双方において、AD 協定に違反するとして申立て。</p>	<p>パネル報告書 2006. 9. 20</p> <p>上級委報告書 2007. 1. 9</p> <p>上級委報告書 (履行確認手続) 2009. 8. 18</p>	<p>本は 2008 年 1 月に対抗措置の承認を申請。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 本申請に対して米国が異議を唱えたことから、2008 年 1 月に仲裁に付託。同年 3 月、日米間で見解の相違があり仲裁手続を中断。 ➤ 2008 年 4 月、米国のゼロイング是正措置の履行状況を判断する履行パネル設置。 ➤ 2009 年 4 月の履行確認パネル、同年 8 月の履行確認上級委は、米国の勧告不履行を確定。 ➤ 2010 年 4 月、日本は仲裁手続の再開を申請。 ➤ 2012 年 2 月、日米間で MOU を締結。米国は商務省規則を改正してゼロイングを廃止し、改正規則に基づいて AD 税率の再計算プロセス開始。 ➤ 2012 年 6 月、米国は再計算した AD 税率を最終決定し適用開始。 ➤ 2012 年 8 月、日本は対抗措置申請を撤回し、仲裁手続終了。
<p>EU による IT 製品の関税上の取扱い (DS376)</p>	<p>ITA に基づき関税無税扱いとすることが合意されている 3 品目につき、EU が、製品の多機能化・高機能化を契機に ITA の対象外の製品であるとして関税を賦課しているとして、米国、台湾と共同で申立て。</p>	<p>協議要請 2008. 5. 28</p> <p>パネル報告書 2010. 8. 16</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2008 年 9 月、パネル設置。 ➤ 2010 年 8 月、パネルは日本ほか申立国の主張をほぼ認め、EU による課税が WTO 協定に非整合的であるとする最終報告書を発出。 ➤ EU は上訴せず同年 9 月、パネルの判定が確定。 ➤ EU は、これまで同パネルによる是正勧告対象の 3 品目のうち是正未履行であった一部のフラット・パネル・ディスプレイに対する関税を運用上撤廃する規則案を 2013 年 6 月にも施行する予定であったが、

			<p>一部の EU 加盟国の反対により EU 関税コード委員会での議論が頓挫。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 2013 年 9 月、EU はフラット・パネル・ディスプレイの関税を無税とする新規則を採択。
カナダ再生可能エネルギー発電分野に関する措置 (DS412)	カナダ・オンタリオ州が導入している風力や太陽光による電力の長期固定価格保証制度を創設し、支援の対象となる条件として、一定割合以上の州産品及びサービスを使用することを課すローカル・コンテンツ要求は、GATT 等に整合的でないとして申立て。	<p>協議要請 2010. 9. 13</p> <p>パネル報告書 2012. 12. 19</p> <p>上級委報告書 2013. 5. 6</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2013 年 5 月、上級委は、GATT 及び TRIM 協定違反を認定。GATT 等に整合的になるように 10 か月の履行期間を設定することを両国で合意。 ➤ 2014 年 3 月、履行期限を同年 6 月まで延長する旨合意。 ➤ 2014 年 7 月、オンタリオ州政府が電力法を改正し、GATT 違反とされた規定を削除。 ➤ 2014 年 8 月 29 日、DSB 会合にて、『カナダの対応を歓迎。今後の行方を監視し、その権限を留保する。』等のステートメントを発出。
中国レアアース、タングステン及びモリブデンの輸出に関する措置 (DS433)	レアアース、タングステン及びモリブデンに関する輸出規制措置は GATT に整合しないとして米国、EU と共同で申立て。	<p>協議要請 2012. 3. 13</p> <p>パネル報告書 2014. 3. 26</p> <p>上級委報告書 2014. 8. 7</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2012 年 6 月、日本、米国、EU は合同でパネル設置要請を行い、同年 7 月パネルを設置。 ➤ 2014 年 3 月、中国の措置を WTO 協定非整合的であると、措置の是正を求めるパネル最終報告書が全加盟国に配布。 ➤ 2014 年 4 月、中国が上級委へ上訴。 ➤ 2014 年 8 月 7 日、パネルの報告書を支持する上級委の報告書が発出。 ➤ 2014 年 8 月 29 日、DSB にて上級委の報告書が採択。 ➤ 2015 年 1 月の中国政府による輸出割当撤廃に続き、同 5 月に輸出税を撤廃。

<p>アルゼンチン輸入制限措置 (DS445) ※履行監視中</p>	<p>各種製品に関して一連の輸入制限措置の導入が GATT 等に整合しないとして、米国と共同で申立て。</p>	<p>協議要請 2012. 8. 21</p> <p>パネル報告書 2014. 8. 22</p> <p>上級委報告書 2015. 1. 15</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2012年12月、日本と米国は合同でパネル設置要請を行い、2013年1月パネル設置。 ➤ 2014年8月、我が国の全面的な勝訴を認めるパネル最終報告書が全加盟国に配布。 ➤ 2014年9月、アルゼンチンが上級委に上訴。 ➤ 2015年1月15日、アルゼンチンの措置がWTO協定違反であるとの日本の主張を認める上級委報告書が全加盟国に配布。 ➤ 2015年1月26日、DSBにて上級委の報告書が採択。 ➤ 2015年7月、両国はRPT(実施のための妥当な期間)を2015年12月31日とすることで合意。 ➤ 2016年1月、両国はDSU21条及び22条に関するシーケンス合意。
<p>中国による日本産高性能継目無ステンレス鋼管に対するAD措置 (DS454)</p>	<p>中国によるAD措置に関し、損害や因果関係の認定、調査手続きの瑕疵によりAD協定に違反するとして申立て。</p>	<p>協議要請 2012. 12. 20</p> <p>パネル報告書 2015. 2. 14</p> <p>上級委報告書 2015. 10. 14</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2013年4月、パネル設置要請を行い同年5月にパネル設置。 ➤ 2015年2月13日、中国の措置をWTO協定に整合的に是正するように勧告するパネル最終報告書が全加盟国に配布。 ➤ 2015年5月20日、我が国は、パネル報告書において主張が認められなかった損害・因果見解の認定等の一部の論点について、上級委に上訴。 ➤ 2015年10月14日、パネルの報告書を支持する上級委員会の報告書が発出。 ➤ 2015年10月28日、DSBにて上級委の報告書が採択。

			<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2016年2月、両国は勧告の履行期間を同年8月22日までとすることに同意。 ➤ 2016年8月、中国商務省は当該アンチ・ダンピング措置を撤廃。
ロシア自動車廃車税措置 (DS463)	ロシアの内国税である自動車廃車税措置の導入(2012年9月導入)がGATTの最恵国待遇及び内国民待遇に整合しないとしてEUに同調して申立て。	協議要請 2013. 7. 24	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2013年8月、二国間協議実施。 ➤ 2014年1月、ロシアの廃車税制度について内外差別を是正する改正法が施行。
ウクライナの輸入自動車へのセーフガード措置 (DS468)	ウクライナによる輸入自動車に対する追加関税措置がGATT及びWTOセーフガード協定に違反する可能性があるとして申立て。	協議要請 2013. 10. 30 パネル報告書 2015. 6. 26	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2013年11月、二国間協議実施。 ➤ 2014年3月、パネル設置。 ➤ 2015年6月、ウクライナの措置をWTO協定に違反すると認定し、措置の撤回を提案するパネル最終報告書が全加盟国に配布。 ➤ 2015年9月、ウクライナが措置を廃止。
韓国による日本産水産物等の輸入規制 (DS495) ※係争中	韓国による日本産水産物等の輸入規制措置がSPS協定に違反する可能性があるとして申立て。	協議要請 2015. 5. 21	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2015年6月、二国間協議実施。 ➤ 2015年9月、パネル設置。
ブラジルによる工業品税その他各種税制の内外差別的運用 (DS497) ※係争中	ブラジルの各種税制の内外差別的運用がGATT(内国民待遇)、TRIMS協定、SCM協定に違反する可能性があるとして申立て。	協議要請 2015. 7. 2 パネル報告書 2017. 8. 30	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2015年9月、二国間協議実施。 ➤ 2015年9月、パネル設置。 ➤ 2017年8月、我が国の主張を認め、ブラジルの措置がWTO協定に非整合的であるとし、措置の是正を求めるパネル最終報告書が全加盟国に配布。 ➤ 2017年9月、ブラジルは、パネル報告書を不服と

			して上級委に上訴。 ➤ 2017年10月、我が国も他の論点について上級委に上訴（「その他上訴」）。
韓国による日本製空気圧伝送用バルブに対するアンチ・ダンピング措置 (DS504) ※係争中	韓国の日本製空気圧伝送用バルブに対するアンチ・ダンピング措置が AD 協定及び GATT に違反する可能性があるとして申立て。	協議要請 2016. 3. 15	➤ 2016年4月、二国間協議実施。 ➤ 2016年7月、パネル設置。
インドによる鉄鋼セーフガード措置 (DS518) ※係争中	インドによる鉄鋼セーフガード措置が GATT 及びセーフガード協定に違反する可能性があるとして申立て。	協議要請 2016. 12. 21	➤ 2017年2月、二国間協議実施。 ➤ 2017年4月、パネル設置。

我が国関連のWTOにおける紛争案件一覧

【我が国が申し立てられた案件（計 12 件、2018 年 1 月末現在）】

案件名 [申立国]	概要	協議要請日 報告書配布日	経緯・結果
我が国の酒税制度 [EC、米国、カナダ] (DS8、10、11)	ウイスキー、コニャック、ブランデー等の蒸留酒に対する酒税が焼酎に比べて高率であり、内国民待遇違反であるとして、EC、カナダ、米国が我が国に対して申立て。	協議要請 1995. 6. 21 パネル報告書 1996. 7. 11 上級委報告書 1996. 10. 4	<ul style="list-style-type: none"> ➤ パネル及び上級委は、我が国の酒税制度が WTO 協定違反であると認定。 ➤ 我が国は、段階的に焼酎の酒税を引き上げるとともに、ウイスキー等の蒸留酒の酒税を引き下げ、両者の税率が同じになるよう是正。
移動電話に関する 合意[EC] (DS15)	1994 年 9 月の日米移動電話合意が欧州企業の製品に対して最恵国待遇違反であるとして、EC が我が国と米国に対して申立て。	協議要請 1995. 8. 18	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 二国間協議で実質的に終了。

我が国の著作権隣接権[米国、EC] (DS28、42)	我が国の著作権隣接権が TRIPS 協定に違反するとして、米、EC が我が国に対して申立て。	協議要請(米) 1996. 2. 9 協議要請(EC) 1996. 5. 28	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 1997年1月、米国と二国間合意。 ➤ 1997年11月、ECと二国間合意。
我が国のフィルム流通関連措置[米国] (DS44)	我が国の消費者フィルム印画紙関連措置は、外国製フィルムの市場参入を妨げる流通制度を作り上げ、米国製フィルムの輸出機会を害し、あるいは差別しているとして、米国が我が国に対して申立て。	協議要請 1996. 6. 13 パネル報告書 1998. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> ➤ パネルは「米国の申立てには十分な根拠がない」と認定。米国は上級委に申し立てず。
我が国の流通サービス関連措置[米国] (DS45)	我が国の大規模小売店舗法を通じた流通サービス関連措置が GATS に違反し、また、GATS 上の利益を無効化・侵害しているとして、米国が我が国に対して申立て。	協議要請 1996. 6. 13	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 二国間協議で実質的に終了。

我が国の豚肉輸入に関する措置 [EC] (DS66)	ウルグアイ・ラウンド交渉の結果導入された我が国の豚肉及びその製品の輸入に対する関税の緊急措置は GATT 違反であり、また同措置により事実上 EC 産品が締め出されており、また、GATT 上の利益を無効化・侵害しているとして、EC が我が国に対して申立て。	協議要請 1997. 1. 25	➤ 二国間協議で実質的に終了。
我が国の人工衛星調達 [EC] (DS73)	我が国の人工衛星調達における入札の仕様書 (specifications in the tender) は、明示的に米国以外を排除するものであり、政府調達協定に違反するとして、EC が我が国に対して申立て。	協議要請 1997. 3. 26	➤ 1998 年 3 月、二国間合意。
我が国のりんご等農産品に関する輸入検疫 [米国] (DS76)	我が国のりんご等農産品の輸入検疫措置が、品種ごとの検査を義務付けており、SPS 協定、GATT、農業協定に違反し、また、GATT 上の利益を無効化・侵害しているとして、米国が我が国に対して申立て。	協議要請 1997. 4. 7 パネル報告書 1998. 10. 27 上級委報告書 1999. 2. 22	➤ パネル及び上級委は、我が国の輸入検疫措置が WTO 協定違反であると認定。我が国は、検疫措置を修正。 ➤ その後も、米国との間で、新たな検疫措置について協議を継続し、2001 年 8 月、二国間合意。

我が国の皮革に関する関税割当及び補助金[EC] (DS147)	我が国の皮革の関税割当の運用及び補助金は、我が国の皮革産業及び特定地域に利益を与えており、輸入許可手続協定及び補助金協定に違反するとしてECが我が国に対して申立て。	協議要請 1998. 10. 8	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 二国間協議で実質的に終了。
我が国のリンゴ火傷病に対する検疫措置[米国] (DS245)	我が国のリンゴの火傷病予防に対する検疫措置は十分な科学的根拠がなく、SPS 協定に違反するとして米国が我が国に対して申立て。	協議要請 2002. 3. 1 パネル報告書 2003. 7. 15 上級委報告書 2003. 11. 26 履行パネル報告書 2005. 6. 23	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 上級委は SPS 協定違反を認定。 ➤ 我が国は是正措置を行うも、米国はそれを不十分として履行パネルの設置要請及び対抗措置の承認申請。 ➤ 履行パネルは我が国の検疫措置は依然として SPS 協定違反であると認定。 ➤ これに伴い、2005 年 9 月、我が国は措置を是正し、二国間合意。
我が国の「のり」輸入割当制度[韓国] (DS323)	我が国の「のり」輸入割当制度は、原則として禁止されている「数量制限」に当たり、農業協定、GATT 等に違反するとして韓国が我が国に対して申立て。	協議要請 2004. 12. 1	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2005 年 3 月、パネル設置。 ➤ パネルで議論しながら同時に解決方法について協議を続けていたが、2006 年、日本と韓国は、のりの輸入割当制度を維持しつつ、これからは韓国からののりの輸入量を増やすことでこの紛争を解決することに合意し、パネルは終了。

我が国の韓国製 DRAM に対する相殺関税[韓国](DS336)	我が国が 2006 年 1 月から、韓国ハイニックス社製 DRAM に対して賦課している相殺関税(27.2%)について、補助金協定に違反するとして韓国が我が国に対して申立て。	協議要請 2006. 3. 14 パネル報告書 2007. 7. 13 上級委報告書 2007. 11. 28	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 上級委は、我が国の措置のうち、WTO 協定に整合的でない部分の是正を勧告。 ➤ 2008 年 9 月 1 日、我が国は相殺関税率を 27.2% から 9.1% に引下げ。 ➤ 韓国側はなお不満として、同年 9 月、WTO に履行パネル設置を申し立てたが、2009 年 3 月、韓国の要請により、履行パネルは一時中断。 ➤ その後パネルが再開されなかったため、DSU12 条 12 項の規定の期間を経過したため、当該規定に従い、2010 年 3 月 5 日にパネルは消滅。 <p>※なお 2008 年 9 月、ハイニックス社から、既に同社に対する補助金利益はなくなっているとして相殺関税廃止の求めがなされたことから、調査を行った結果、補助金利益がなくなっており、所期の目的が達成されたため、2009 年 4 月に廃止。</p>
----------------------------------	---	--	---